

サービス管理責任者等更新研修のご案内

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修は、令和元年度より、研修制度が見直され、現任者を対象とした「更新研修」が創設されました。

■令和6年度の受講対象者について

更新研修 2 回目受講の方（令和元年度から令和 5 年度に更新研修 1 回目を修了した方）または令和 3 年度以降に実践研修を修了した方

○ 2 回目以降の更新研修受講または実践研修修了後の更新研修受講には、現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として従事していること、または、更新研修受講日前 5 年の間に 2 年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員としての実務経験が必要です。

○ 令和元年度に更新研修 1 回目を修了した方は**令和 6 年度末までに更新研修 2 回目を修了しなければ、サービス管理責任者等として引き続き従事することができません。**受講できなかった場合、再度サービス管理責任者等として従事するには、実践研修の修了が必要となります。各事業所において、更新研修への申込み忘れのないようお気を付けください。

※平成31年3月31日までにサービス管理責任者等としての従事要件を満たしていた方で、令和 5 年度末までに更新研修 1 回目を修了できなかった方は、サービス管理責任者等として従事することができません。修了できなかった場合、サービス管理責任者等として従事するには、「実践研修」の修了が必要となります。

■令和6年度の優先受講対象者について

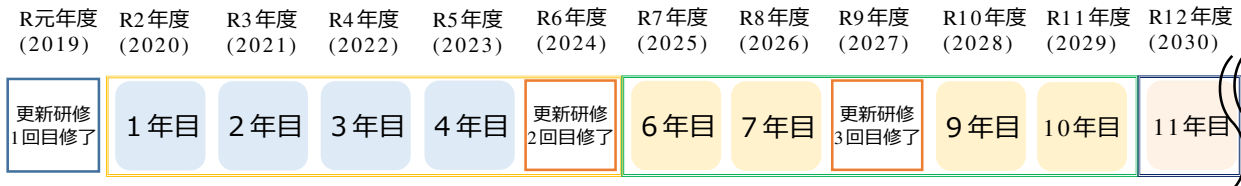
- ① 当該年度に受講しなければサービス管理責任者等の要件を欠いてしまう方
※令和元年度に更新研修 1 回目を修了された方
- ② サービス管理責任者等実践研修、更新研修を修了した年度の翌年度を初年度として以降の 5 年度ごとの末日までの残っている期間が少ない方(あと 1 年⇒あと 2 年)
※あと 1 年：令和 2 年度に更新研修 1 回目を修了された方
※あと 2 年：令和 3 年度に更新研修 1 回目を修了された方または実践研修を修了された方

■令和6年度大阪府サービス管理責任者等更新研修実施予定

研修事業者名	大阪府地域福祉推進財団
募集期間	令和 6 年 8 月 20 日から令和 6 年 9 月 30 日
研修期間	令和 6 年 11 月 18 日から令和 7 年 3 月 14 日
会場	大阪市内
ホームページ	https://www.fine-osaka.jp/trainfo-2.htm

■更新研修は5年度毎に1回の受講が必要です

【例1：令和元年度に更新研修1回目を修了した場合】



初回の更新研修を修了した翌年度を初年度として、以降5年度毎に1回更新研修を受講する必要があります。

令和元年度に更新研修を修了した場合、令和2年度から6年度までの間に2回目の更新研修を修了する必要があります。令和6年度までに更新研修を修了できなかった場合は、実践研修を修了しなければサービス管理責任者等として従事することができません。

【例2：令和3年度に実践研修を修了した場合】



実践研修を修了した翌年度を初年度として、以降5年度毎に1回更新研修を受講する必要があります。

令和3年度に更新研修を修了した場合、令和4年度から8年度までの間に1回目の更新研修を修了する必要があります。令和8年度までに更新研修を修了できなかった場合は、改めて実践研修を修了しなければサービス管理責任者等として従事することができません。

問合せ先：大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課(06-6944-6671)

大阪府ホームページ：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090070/chikiseikatsu/shogai-chiki/sabikankensyu.html>

大阪府 サービス管理責任者等研修

検索